（フレキシブルディスクへの記録方式）

第六条　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）第二条の規定による改正前の工業標準化法に基づく日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本産業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクに貼り付ける書面）

第七条　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面を貼り付けなければならない。

一・二　（略）

様式第一号の二から様式第三号まで中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（母子保健法施行規則等の一部改正）

第三十四条　次に掲げる省令の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

一　母子保健法施行規則（昭和四十年厚生省令第五十五号）様式第一号㈠及び様式第一号㈡

二　労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）様式第二号（表面）及び様式第四号（表面）

三　労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則（昭和四十七年労働省令第八号）様式第二号（表紙）、様式第二号（一頁から六頁まで）及び様式第三号（表面）

四　失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う労働省令の整備等に関する省令（昭和四十七年労働省令第九号）別記様式（甲）（表面）及び別記様式（乙）（表面）

五　労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）様式第四号の三及び様式第四号の四

六　建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十九号）様式第一号、様式第二号（第一面）、様式第四号、様式第五号（表面）、様式第六号（表面）、様式第七号、様式第八号（表面）、様式第九号、様式第十号、様式第十一号（表面）、様式第十二号（表面）及び様式第十三号から様式第二十号まで

七　労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則（昭和六十一年労働省令第二十号）様式第一号、様式第三号から様式第五号まで、様式第八号及び様式第十一号から様式第十四号まで

八　既認定者等に交付する児童扶養手当証書の様式を定める省令（平成十五年厚生労働省令第五十二号）様式（表紙）

九　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百四十七号）別記様式

十　厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第三十九号）様式第一号（表面）

十一　厚生労働省関係科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行規則（平成二十年厚生労働省令第百五十三号）様式第一から様式第八まで

十二　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成二十三年厚生労働省令第九十三号）様式第五号から様式第八号まで

十三　厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年厚生労働省令第三十三号）第二号様式から第五号様式まで

十四　民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行規則（平成二十九年厚生労働省令第百二十五号）様式第一号（第一面）、様式第二号（第一面）、様式第三号、様式第四号、様式第五号（第一面）及び様式第六号（表面）

（毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令の一部改正）

第三十五条　毒物又は劇物を含有する物の定量方法を定める省令（昭和四十一年厚生省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第二条　令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。 試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について産業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本産業規格Ｋ〇一〇二の十二に該当する方法により測定する。	**第二条**　令第三十八条第一項第二号に規定する塩化水素、硝酸若しくは硫酸又は水酸化カリウム若しくは水酸化ナトリウムを含有する液体状の物の水素イオン濃度は、次の方法により定量する。 試料液百ミリリットルをとり蒸留水を加えて千ミリリットルとし混和する。この混和液について工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Ｋ〇一〇二の八に該当する方法により測定する。
別表第二 1～14　（略） 15　Ｐ－ジメチルアミノベンジリデンロダニン　産業標準化法に基づく日本産業規格Ｋ8495号特級に適合するものとする。	**別表第二** 1～14　（略） 15　Ｐ－ジメチルアミノベンジリデンロダニン　工業標準化法に基づく日本工業規格Ｋ8495号特級に適合するものとする。

（フレキシブルディスクへの記録方式）

第六条　第四条第一項のフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。

一　トラックフォーマットについては、日本工業規格Ｘ六二二四号又は日本工業規格Ｘ六二二五号に規定する方式

二　ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格Ｘ〇六〇五号に規定する方式

（フレキシブルディスクにはり付ける書面）

第七条　第四条第一項のフレキシブルディスクには、日本工業規格Ｘ六二二三号に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

一・二　（略）